

戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（本人等の交付の請求の手續及び請求につき明らかにしなければならない事項）</p> <p>第一条 住民基本台帳法（以下「法」という。）第二十条第一項の規定による戸籍の附票の写し（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村（特別区を含む。）にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）の交付の請求は、法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長（特別区にあつては区長、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長又は総合区長。以下同じ。）が適当と認める書類を提出してしなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（本人等の交付の請求の手續及び請求につき明らかにしなければならない事項）</p> <p>第一条 住民基本台帳法（以下「法」という。）第二十条第一項の規定による戸籍の附票の写し（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村（特別区を含む。）にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）の交付の請求は、法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。以下同じ。）が適当と認める書類を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第二項第四号に規定する総務省令・法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 請求に係る戸籍の附票に記載（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調整する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）がされた戸籍の表示</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平</p>

成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合その他市町村長が法第二十条第五項において準用する法第十二条第六項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するため特に必要があると認める場合にあっては、請求事由

三 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第七項の規定に基づき戸籍の附票の写しの送付を求める場合において、請求をする者の住所以外の場所に送付することを求めるときは、その理由及び送付すべき場所

○ 戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡ししの事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省・法務省令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（揭示）</p> <p>第一条 日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一号又は第四号に掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。）</u>ごとに、公衆の見やすい場所に、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）<u>、取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を揭示しなければならない。</u></p> <p>（本人確認の方法）</p> <p>第二条 法<u>第二条の規定に基づき戸籍等の謄本等（同条第一号に規定する戸籍謄本等又は除籍謄本等をいう。次条及び第四条において同じ。）</u>又は<u>戸籍の附票の写し（同条第四号に規定する戸籍の附票の写しをいう。次条において同じ。）</u>の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、<u>法第二条第一号又は第四号に掲げる事務に従事する職員（次条及び第四条において「郵便局取扱事務従事職員」という。）</u>をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。</p> <p>（請求書類の送付）</p>	<p>（揭示）</p> <p>第一条 日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第一号又は第四号に掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。）</u>ごとに、公衆の見やすい場所に、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）<u>、取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を揭示しなければならない。</u></p> <p>（本人確認の方法）</p> <p>第二条 法<u>第二条第一項の規定に基づき戸籍等の謄本等（同項第一号に規定する戸籍謄本等又は除籍謄本等をいう。以下同じ。）</u>又は<u>戸籍の附票の写し（同項第四号に規定する戸籍の附票の写しをいう。以下同じ。）</u>の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、<u>法第二条第一項第一号又は第四号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）</u>をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。</p> <p>（請求書類の送付）</p>

第三条 日本郵便株式会社は、法第二条の規定に基づき戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しを引き渡したときは、遅滞なく、郵便局取扱事務従事職員をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの事務に係る指定地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条において同じ。）の長に送付させるものとする。

（記載事項証明書に関する特例）

第五条 法第二条第一号の規定に基づき引き渡す戸籍又は除かれた戸籍に記載され、又は記録されている事項に関する証明書については、戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）第十四条第一項ただし書の規定（同令第七十四条第二項において準用する場合を含む。）は適用しない。

第三条 日本郵便株式会社は、法第二条第一項の規定に基づき戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しを引き渡したときは、遅滞なく、郵便局取扱事務従事職員をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの事務に係る指定地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。次条において同じ。）の長に送付させるものとする。

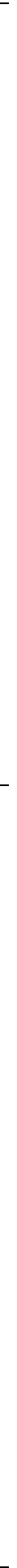
（記載事項証明書に関する特例）

第五条 法第二条第一項第一号の規定に基づき引き渡す戸籍又は除かれた戸籍に記載され、又は記録されている事項に関する証明書については、戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）第十四条第一項ただし書の規定（同令第七十四条第二項において準用する場合を含む。）は適用しない。

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令（平成十八年総務省・法務省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施設及び設備）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区（法第三十四条第一項第二号及び第五号に掲げる業務の実施にあつては、市又は区若しくは総合区）との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報情報の適正な取扱いその他特定業務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備</p> <p>三（略）</p>	<p>（施設及び設備）</p> <p>第一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号に規定する総務省令・法務省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十四条第一項各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住民票の写し等、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書（以下この条において「証明書等」という。）並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同項各号に掲げる業務に従事する者（以下「特定業務従事者」という。）及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設</p> <p>二 地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区（法第三十四条第一項第二号及び第五号に掲げる業務の実施にあつては、市又は区）との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報情報の適正な取扱いその他特定業務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備</p> <p>三 証明書等の交付の請求に係る書類等を適切に保管することができる設備</p>



○ 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの際の業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年総務省・法務省令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（請求書類の送付）</p> <p>第三条 公共サービス実施民間事業者は、法第二十三条において準用する法第二十条第一項の規定に基づき締結した契約により戸籍の附票の写しを引き渡したときは、遅滞なく、特定業務従事者をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの際の業務に係る委託地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、<u>区又は総合区</u>）の長に送付させるものとする。</p>	<p>（請求書類の送付）</p> <p>第三条 公共サービス実施民間事業者は、法第二十三条において準用する法第二十条第一項の規定に基づき締結した契約により戸籍の附票の写しを引き渡したときは、遅滞なく、特定業務従事者をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの際の業務に係る委託地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、<u>区</u>）の長に送付させるものとする。</p>